

別府市温泉建設等補助金交付要綱

制定 令和元年 1 2 月 2 7 日

別府市告示第 4 8 7 号

温泉建設等補助金交付要綱（平成 9 年 1 0 月 1 日施行）の全部を次のように改正する。

（目的）

第 1 条 この要綱は、共同温泉若しくは一部を共同温泉にする目的で家屋の建設又は共同温泉の改修等を実施するために必要な経費について、予算の定めるところにより温泉建設等補助金（以下「補助金」という。）を交付することについて、別府市補助金等交付規則（平成 2 年別府市規則第 5 0 号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めることを目的とする。

（用語の定義）

第 2 条 この要綱において「市有区営温泉」とは、別府市温泉建設等に対する貸付金取扱要綱（令和元年別府市告示第 号。以下「貸付金要綱」という。）第 2 条第 1 号に規定する市有区営温泉をいう。

（補助事業）

第 3 条 補助金の交付の対象とする事業（以下「補助事業」という。）は、貸付金要綱第 8 条の規定により貸付けを決定した貸付金に係る市有区営温泉の建設、改修等の事業とする。

（補助対象経費）

第 4 条 補助金の交付の対象となる経費は、貸付金要綱第 8 条の規定により貸付けを決定した貸付金の対象となった経費とする。

（補助金の額）

第 5 条 補助金の額は、貸付金要綱第 8 条の規定により貸付けを決定した貸付金の額とする。ただし、1 0 0 万円を限度とする。

（補助金の交付申請）

第 6 条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、温泉建設等補助金交付申請書（様式第 1 号）に次に掲げる種類を添えて、市長に提出しなければならない。

(1) 貸付金要綱第 9 条の貸付決定通知書の写し

(2) その他市長が必要とする書類

（補助金の交付決定）

第 7 条 市長は、前条に規定する申請があった場合は、補助の適否を審査の上、適当であると認めたときは、補助金の交付を決定し、温泉建設等補助金交付決定通知書（様式第 2 号）により申請者に通知するものとする。この場合において、市有温泉施設等の貸付に関する契約書に規定する貸付物件の現状変更に伴う市長の承認を要するときは、この通知によって承認があったものとみなす。

（事業内容の変更）

第 8 条 前条の規定により補助金の交付決定を受けた者（以下「補助事業者」という。）は、補助事業の内容に変更がある場合は、温泉建設等補助金事業内容変更申請書（様式第 3 号）を市長に提出し、市長の承認を受けなければならない。

（実績報告）

第 9 条 補助事業者は、補助事業の完了後 1 か月以内に温泉建設等補助金事業実績報告書（様式第 4 号）に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

(1) 収支決算書

(2) その他市長が必要と認める書類

（補助金の額の確定）

第 10 条 市長は、前条に規定する実績報告があった場合は、その内容を審査し、その報告に係る補助事業の成果が補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、補助事業者に通知する。

（補助金の交付請求）

第 11 条 前条の規定により補助金の額の確定の通知を受けた補助事業者は、補助金の交付を受けようとするときは、温泉建設等補助金交付請求

書（様式第 5 号）を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の規定にかかわらず、第 7 条の規定による補助金の交付決定から補助事業の完了までの間に、補助金を概算払いにより交付することができる。

3 補助事業者は、前項の規定により補助金の交付を受けようとするときは、温泉建設等補助金交付請求書を市長に提出しなければならない。

（関係書類の保存等）

第 12 条 補助事業者は、補助事業に係る収入及び支出を明らかにした預金通帳、金銭（預金）出納簿等の帳簿並びに契約書、領収書等の証拠書類を整理し、かつ、当該帳簿及び証拠書類を補助事業が完了した日の属する年度の翌年度から起算して 5 年間保管しなければならない。

（補助金の交付決定の取消し）

第 13 条 市長は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。この場合において、その取消しに係る部分に関し、既に補助金を交付しているときは、期限を定めてその返還を命ずるものとする。

(1) 虚偽又は不正の方法により補助金の交付の決定を受けたとき。

(2) 補助金の交付に係る物件を他に譲渡し、又は転売したとき。

(3) 前 2 号に掲げる場合のほか、市長が補助を不相当と認めたとき。

（その他）

第 14 条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

（施行期日）

1 この要綱は、告示の日から施行する。

（経過措置）

2 この要綱は、この要綱の施行の日以後に行われる補助金の交付の申請から適用し、同日前までに行われた補助金の交付の申請については、なお従前の例による。

温泉建設等補助金交付申請書

年 月 日

別府市長 あて

申請者 温泉組合名（又は自治会名）

代表者氏名 印

代表者住所

電話番号

別府市温泉建設等補助金交付要綱第6条の規定により、補助金の交付を申請します。

記

1 事業名

2 補助申請額 金 円也

（ 温泉 温泉建設等補助金として）

3 添付書類

①貸付金要綱第9条の貸付決定通知書の写し

②位置図 ③平面図 ④工事設計図 ⑤資金計画書 ⑥補助を必要とする理由書

⑦その他（ ）

第 号
年 月 日

様

別府市長

温泉建設等補助金交付決定通知書

年 月 日付けで申請のあった 温泉に係る温泉建設等補助金の
交付について、下記のとおり決定したので通知します。

記

1 補助金の交付額 円

2 条件

- (1) 補助金は、他の用途に使用しないこと。
- (2) 補助金を他の用途に使用し、又は補助事業を遂行しなかったとき等補助金の交付の目的に違反した場合は、補助金の一部又は全部を返納し、及び加算金を納付しなければならないこと。
- (3) 補助金の交付を受けた者は、市長又は市監査委員の監査及び関係職員の調査が行われることがあるので、関係書類を整備しておくこと。
- (4) 補助事業の完了後 1 か月以内に実績報告をすること。

備考…補助金の額は、実績報告に基づき確定します。

温泉建設等補助金事業内容変更申請書

年 月 日

別府市長 あて

申請者 温泉組合名（又は自治会名）

代表者氏名 印

代表者住所

電話番号

事業内容の変更をしたいので、別府市温泉建設等補助金交付要綱第8条の規定により、次のとおり申請します。

記

- 1 事業名
- 2 申請年月日 年 月 日
- 3 変更理由
- 4 変更内容

変 更 前	変 更 後

温泉建設等補助金事業実績報告書

年 月 日

別府市長 あて

報告者 温泉組合名（又は自治会名）

代表者氏名 印

代表者住所

電話番号

年度において

事業を実施したので、別府市

温泉建設等補助金交付要綱第9条の規定により、次のとおり報告します。

記

1 事業の目的

2 事業の名称

3 事業費 円

4 事業の実施期間 年 月 日 ～ 年 月 日

5 事業の実施場所

6 添付書類

① 収支決算書 ②領収書（写し） ③完成写真

温泉建設等補助金交付請求書

年 月 日

別府市長 あて

温泉組合名（又は自治会名）

代表者氏名 印

代表者住所

電話番号

年 月 日付け 第 号により、交付の決定（額の確定）を受けた温泉建設等補助金について、概算払・精算払による交付を次のとおり請求します。

請求金額： 円

補助金決定（確定）額	円
交付済額	円
今回請求額	円

（振込先口座）

金融機関	銀行・信用金庫・信用組合・農協 本店・支店・出張所						
種 別	普 通 ・ 当 座						
口座番号							
フリガナ							
口座名義							